

契約保養施設をご利用ください

JTB、日本旅行、近畿日本ツーリストが提携している宿泊施設を利用する場合、宿泊費用の補助が受けられます。補助の対象となるのは、被保険者と被扶養者（小学生以上）で、補助額は1人1泊3,000円（1回の旅行につき2泊まで、年度内に2回まで）です。

申し込み方法

①利用希望者は『契約保養所システム（A方式）利用申込書』を、事業所に請求する。
②『契約保養所システム（A方式）利用申込書』に必要事項を記入し、当健保組合に提出。

③当健保組合が申し込みを受理したら、『契約保養所システム（A方式）利用申込書』を事業所宛に返送します。

④『契約保養所システム（A方式）利用申込書』を予約申し込み旅行会社社に提出し、補助金額を差し引いた額を支払い、クーポン券を受け取ってください。

※利用の変更・取り消しの場合、旅行会社の規定により取消料・手数料を支払う必要が生じることもあります。
※施設についての詳細は、旅行会社にお問い合わせください。



キャンプ施設・貸出テントの利用補助を行います

今年もみなさんの夏の健康づくりの一環として、キャンプ施設・貸出テント（キャンプ用）利用料の補助を行います。利用者は当健保組合の承認を受けたうえで、費用の支払領収書を『キャンプ施設補助金交付申請書』に添付して、当健保組合に請求してください（用紙は各事業所に送付済みです）。

対象者

被保険者および被扶養者のみなさん。

補助額

1人1泊につき1,000円を限度。

期間

7月1日から9月30日。

利用方法

『キャンプ施設補助承認申請書』を当健保組合に提出し、当健保組合の承認を受けてから施設を利用してください。



大腸がん・子宮がん検査を実施します

当健保組合では、大腸がん・子宮がん検査を実施しています。受検料は無料ですので、対象のみなさんの積極的な活用をお願いします。

大腸がん検査

35歳以上の被保険者・被扶養者である妻の方で、検診を希望する方が対象。9月に検体郵送による検査を実施。

子宮がん検査

30歳以上の被保険者・被扶養者で、検診を希望する方が対象。9月に検体郵送による検査を実施。

医療機関の窓口で 明細書が発行されています

平成22年4月より、医療機関を受診した場合は、「明細書」が発行されています（診療所では8月より実施）。これは、「医療の透明化をはかる」「患者への情報公開」を目的としたもので、病院に対し原則として無料で、明細書の発行が義務づけられています*。

これまでは、医療機関にかかった場合、医療費の内容がわかる領収証が発行されていましたが、明細書は、患者が受けたすべての医療行為や薬の名称、金額（点数）が記されています。

明細書をもらっても、私たち患者にどのようなメリットがあるのか、わかりにくいかもしれませんが、次のようなポイントを知っておくと、有効活用できますので、参考に見ましましょう。

① 受けた医療行為の内容がわかる

自分が受けた検査や治療内容の詳細を知っておくと、病気の理解やコントロールに役立ちます。

② 医療にかかる費用がわかる

「再診料○○円」「○○検査○○円」など、支払った金額の詳細がわかり、コスト意識が高まります。

③ 自分だけの治療記録にもなる

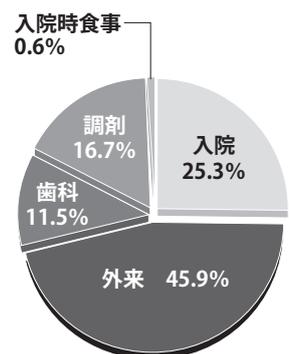
明細書はカルテに近い内容が記載されているので、治療記録として自分の手元に保管しておくことができます。

※一部の医療機関では、明細書を発行していないところや、発行が有料の場合があります。

医療費の状況（平成22年5月分）

	平成22年		平成21年		増減率(%)	
	5月分(千円)	構成割合(%)	5月分(千円)	構成割合(%)		
医療費総額	90,099	100.0	88,869	100.0	1.4	
内訳	入院	22,782	25.3	25,325	28.5	▲10.0
	外来	41,375	45.9	37,337	42.0	10.8
	歯科	10,389	11.5	10,235	11.5	1.5
	調剤	15,019	16.7	15,373	17.3	▲2.3
	入院時食事	534	0.6	599	0.7	▲10.9
	訪問看護	0	0.0	0	0.0	0.0

平成22年5月分の医療費の割合



	平成22年5月(人)	平成21年5月(人)	増減(人)	増減率(%)
被保険者数	6,386	6,384	2	0.0
被扶養者数	5,636	5,798	▲162	▲2.8

	平成22年5月分
前期高齢者該当者	126人
前期高齢者医療費	3,582千円